

2020年6月26日

山形労働局雇用環境・均等部室  
室長 八子 理子 様

連 合 山 形  
会 長 小口 裕之  
連 合 山 形 女 性 委 員 会  
委 員 長 木口 久仁子

## 雇用における男女平等に関する要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日頃は当会の活動に対しましてご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

連合山形は、男女が均等な機会と待遇で、仕事と生活の役割と責任を分かち合いながら働き続けることのできる、「男女平等参画社会」実現をめざして取り組んでいます。この間、少子化・人口減少に直面する我が国においては、女性活躍の場の拡大が進み、その結果、女性の労働市場への参入が促進されつつあります。その一方で、男女の所定内賃金の格差として、女性労働者の給与水準は未だ男性の約7割に留まっているという課題が残っています。また、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに注目が集まる中、さまざまな人たちがいきいきと働けられる就業環境の整備・改善が一層重要な課題となっています。

雇用の分野における男女平等は、政府の第4次男女共同参画基本計画においても第1分野「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」として極めて重要な位置付けとされています。また、同計画では、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」をめざすとされています。

加えて、近年では、性的指向・性自認（SOGI）への対応や、仕事と不妊治療の両立など新たな課題も顕在化してきており、これらの課題に対する労働分野での窓口としての雇用環境・均等室の果たす役割はますます大きくなっていると考えています。

連合山形としても、貴職と緊密な連携をはかりつつ、すべての労働者の待遇改善の促進、就業環境の整備に向けて努めていきたいと考えています。

つきましては、貴職に対して、以下の要望事項の実現に向けて対処していただきますよう、要請いたします。

### 記

1. 仕事と育児・介護、不妊治療等が両立できる就業環境の整備に向けて、育児・介護休業法等にもとづく両立支援に必要な相談対応・指導を強化すること。また、2020年4月1日に施行となった同一労働同一賃金に関する法律およびガイドラインをもとに、事業主に対して、短時間・有期雇用労働者や派遣労働者であることを理由と

した差別的取り扱いの禁止を徹底するとともに、通常の労働者との不合理な待遇差の解消をはかるよう指導を強化すること。

2. 両立支援等助成金などの制度や介護サービス等の情報提供を含め、事業主が行う職場における相談窓口の設置等の取り組みを積極的に支援し、従業員が利用しやすくすること。また、支援にあたっては、事業主にとってどのような助成金が存在するのか容易に判別でき、アクセスできるよう、窓口を含めて業務に工夫を凝らすこと。その際、申請手続きが煩雑であることを理由に申請をためらうといった声もあることを踏まえ、労務管理上の課題解決を指導する任にある雇用均等指導員の業務範囲の見直しや、県に設置されている働き方改革推進支援センターの活用を検討すること。
3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（ハラスメント対策関連法）により、2020年6月1日より職場におけるハラスメント防止措置が義務付けられた（中小企業は、2022年4月1日から）が、事業主に周知徹底し、未然防止を含めた就業環境の整備に向けた取り組みを推進すること。  
また、このハラスメント対策関連法は、被害者・行為者の範囲が限定的であり、禁止規定がないなど、十分とは言えないため、改正法の見直しとして、ハラスメント行為そのものを禁止する規定を含めた対策のさらなる強化を求める。
4. ジェンダー・バイアス（無意識を含む性差別的な偏見）や、固定的性別役割分担意識にもとづく言動（いわゆる「ジェンダー・ハラスメント」）を根絶する重要性について、専門家の知見を活用しつつ、改めて各職場への周知啓発を行うこと。
5. 性的指向・性自認に関するハラスメント（いわゆる「SOGIハラ」）について、相談対応に必要な研修を継続的に実施すること。また、雇用環境・均等室に所属するすべての職員が、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別や仕事と不妊治療の両立など、さまざまなジェンダーに関する課題に対応できるよう、継続的に研修を実施すること。
6. 次世代育成支援対策推進法にもとづく認定制度や、育児・介護休業法にもとづく育児に関する休業・休暇や措置などについて、男性の育児休業取得促進をはじめとする仕事と育児の両立支援を強化するため、積極的に周知すること。
7. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、働く女性にも大きな影響を及ぼしている。本年5月7日より、男女雇用機会均等法に基づく指針が改正され、「妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」が適用されたが、実効性あるものにするため、妊娠中の女性労働者への周知および、医師、事業主等への周知・指導を徹底し、妊娠中の女性労働者への配慮を行うこと。

以 上